住宅貸付申込みに当たっての留意事項

住宅貸付けは,公立学校共済組合貸付規程及び鹿児島支部貸付細則により行われますが,申込みに当たっては,次の事項に注意するとともに,**不明な点については,貸付担当職員に相談するなど十分な調査検討をしたうえで,書類を提出してください。**

1　貸付の対象となるもの

(1)　申込人が「自己の用に供する」ための物件であること。
「自己の用に供する」とは,「申込人及びその家族が住居（生活根拠地）として用いる」ことをいう。

(2)　住宅の新築等後，申込人及びその家族が速やかに入居できること。ただし，退職後の生活に備えて，将来（貸付日から５年以内）住居として用いるために物件を取得する場合はこの限りではない。

(3)　住宅の新築等の場合は，申込み時に着工していること。

(4)　敷地を取得する場合は，貸付日から５年以内に当該敷地に自己の用に供する住宅を建築すること（住宅建築義務）。

(5)　当該物件の完全な所有権取得となること。

(6)　法令違反物件ではないこと。

(7)　他の金融機関等への返済や抵当権等の抹消のための借入れではないこと。

2　貸付け限度額の算出

(1)　仮定退職手当相当額（表１を参照）及び組合員期間に応じた額（表２を参照）のうち，いずれか高い額（１０万円未満切り捨て）の範囲内で 1,800 万円を限度として貸付けをします。

(2)　組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が,水震火災その他の非常災害により災害見舞金が支給される程度の損害を受けた場合,(１)の額の２倍に相当する額の範囲内で 1,900 万円を限度として貸付け（住宅災害貸付け）を行います。

〔表１〕県職員退職手当金支給条例による支給割合

（自己都合による場合）

勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合
6月～1年	0.6	16 年	15.39	31 年	42.7
2 年	1.2	17	16.83	32	43.9
3	1.8	18	18.27	33	45.1
4	2.4	19	19.71	34	46.3
5	3.0	20	23.5	35	47.5
6	3.6	21	25.5	36	48.7
7	4.2	22	27.5	37	49.9
8	4.8	23	29.5	38	51.1
9	5.4	24	31.5	39	52.3
10	6.0	25	33.5	40	53.5
11	8.88	26	35.1	41	54.7
12	9.76	27	36.7	42	55.9
13	10.64	28	38.3	43	57.1
14	11.52	29	39.9	44	58.3
15	12.4	30	41.5	45	59.28

(注)仮定退職手当は,貸付申込み時の給料月額(調整額と教職調整額)にこの表の支給割合を乗じて算出する。（市町村費職員は除く）

〔表２〕貸付限度額算定月数表

組合員期間	月　数
６か月以上３年未満	１０
３年以上５年未満	１５
５年以上１０年未満	２５
１０年以上２０年未満	３５
２　０　年　以　上	４５

(注) 限度額は,貸付申込み時の給料月額（調整額と教職調整額）にこの表の月数を乗じて算出する。

3　申込み書類の受付け審査及び締切日

貸付申込書の受付け審査は,当該申込書類の提出時において随時行っています。その締切日は**毎月末日（必着）**です。（末日が休日のときはその前日，また，１２月は２８日（休日のときはその前日）となります。）

4　貸付金の送金日

貸付金は,貸付申込書が受理された日の属する月の翌月の２３日（休日のときはその翌金融機関営業日）に借受人名義の預金口座あてに送金します。

5　既に貸付けを受けている者への貸付けについて

既に貸付けを受けている者が,さらに貸付けを希望する場合は,当該貸付けの未償還元利金を,新たな貸付金額から差し引いて貸付けを行うことができることになっています。

6　申込書，借用証書等の記入上の注意

記入例〔整理番号 75～77〕を参照して，間違いのないようにしてください。

7　ボーナス併用償還について

貸付金の額が１００万円以上の場合は,毎月償還とあわせて,6月及び１２月のボーナスから償還することができます。

(1)　ボーナス償還できる金額は,申込金額の２分の１以内で５０万円単位とします。

(2)　ボーナス償還の回数は,毎月償還回数の６分の１以内（毎月償還の期間の範囲内）とします。

H19.7 改訂　〔整理番号　６４〕